平成２３年（フ）第８９号
静岡市清水区村松83番地の２　コーポソレイユＢ―102
債務者　大澤　智之
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６５０号
東京都練馬区上石神井南町５―７
債務者　廣瀬三智子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午後４時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９号
静岡市清水区入船町６番８号
債務者　甲賀ゆかり
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９６号
静岡市駿河区中田２丁目13番８号
債務者　小泉　樹弘
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０３号
静岡県藤枝市前島２丁目15番３号
債務者　加藤まさ子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２９号
静岡市駿河区中島178番地の３　サンガーデン中島102号、旧住所静岡市駿河区敷地２丁目27番１―207号
債務者　増田加奈子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１００号
静岡県浜松市浜北区本沢合30番地
債務者　田吹惠美子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１８２号
千葉県木更津市朝日２丁目６番16号
破産者　株式会社エコ・ハウス
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第９５８４号
東京都中央区日本橋２丁目10番８号　日本橋日光ビル９階
破産者　株式会社サンエイヂ
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６号
兵庫県養父市口米地98番地８
破産者　株式会社内田建設
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
群馬県高崎市上並榎町156番地１
破産者　株式会社アクティスペシャル
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３５１号
東京都杉並区阿佐谷北６丁目４番８号鹿山コーポラス内
破産者　株式会社加山住建
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１４４号
千葉県長生郡長南町小沢497番地
破産者　松崎喜久代
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第８５７０号
栃木県宇都宮市天神１丁目５―15―807、開始決定時の住所栃木県矢板市中2003―12
破産者　前田　　毅
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９９１号
千葉県香取市府馬4459―１
破産者　越川　輝夫
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２１５号
愛知県江南市小折本町白山146―21、開始決定上の住所東京都世田谷区等々力１丁目９―17―304
破産者　長田　喜弘
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４２２１号
東京都葛飾区白鳥２―20―28―903、住民票上の住所東京都葛飾区青戸５丁目１―11　第１厚生荘
破産者　河邉　渇朗
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部